

浄化槽市町村整備推進事業実施要綱

第1 事業の目的

この事業は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が設置主体となって浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町村とする。

第3 事業の内容

この事業は、生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業とする。

なお、本事業の助成の対象は、交付金の交付年度に浄化槽の整備が実施されるものであり、当該事業年度の前年度以前に既に設置済みであるものは、助成の対象外であること。

（1）事業の対象となる地域

生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域とは、次のア又はイのいずれかに該当する地域であること。

ア 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、次の（ア）から（サ）のいずれかに該当する地域であること。

（ア）湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域であって、環境大臣が適当と認める地域

（イ）水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2により指定された地域（第6次水質総量規制対象地域）であって、環境大臣が適当と認める地域

（ウ）水質汚濁防止法第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域であって、環境大臣が適当と認める地域

（エ）過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に規定する過疎地域であって、環境大臣が適当と認める地域

（オ）山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村であって、環境大臣が適当と認める地域

（カ）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域内の、農業集落排水施設の処理区域周辺地域として環境大臣が適当と認める地域

（キ）漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定により指定された漁港の背後の漁業集落及びその周辺地域等であって、環境大臣が適当と認める地

域

(ク) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 項に規定する自然公園地域

(ケ) 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成 14 年法律第

120 号）第 2 条第 1 項に定める有明海及び同条第 2 項に定める八代海の流域

(コ) 浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域であって、環境大臣が適
当と認める地域

(サ) 既に事業を実施している地域

イ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成 6 年法律第 8 号）第 5 条
の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域

(2) 事業の対象となる浄化槽等細目基準

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 4 条第 2 項の規定による構造基準に適合し、
かつ、別に定める要件に該当する浄化槽又は変則浄化槽（高度処理型の変則浄化槽
に限る。以下同じ。）であること。

(3) 補助対象範囲

補助対象範囲は、浄化槽又は変則浄化槽の整備に直接必要な次の範囲とする。

ア 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きよ及びま
すに係る費用を除く。）

イ 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費（豪雪地帯対策
特別措置法第 2 条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯において整
備される場合に限る。）

ウ 単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合で
あって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）

エ 高度処理型浄化槽の整備に必要な費用と通常型浄化槽の整備に必要な費用の差額
（通常型浄化槽の設置を禁止し、高度処理型浄化槽のみで整備を行うことができる
旨を市町村条例などで制定等の後 5 年間に限る。）

(4) 事業の要件

本事業は、次のアからキの全てを満たすものであること。

なお、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準
（JIS A 3302-2000）」の 2 に定めるただし書に基づき、市町村は、浄化槽の人槽は住
宅の延べ面積のみで決定されるのではないという認識を十分に持った上で浄化槽の
人槽を検討すること。

市町村は、設置する浄化槽の使用予定人員を可能な限り把握し、事業を実施する
こと。

ア 事業の実施地域は、将来的に浄化槽又は変則浄化槽の整備が妥当と判断される地
域内において設定されること。

イ 浄化槽又は変則浄化槽の工事着手までに当該工事に係る住民から浄化槽の設置及
び便所等との接続等について文書で承諾を得ていること。

ウ 原則として、事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別（共同住宅
にあつては、当該共同住宅 1 棟をもって 1 戸とする。）の浄化槽又は変則浄化槽を
整備する事業であること。ただし、全戸に個別に設置するよりも複数戸に 1 基を設

置する方が経済的・効率的な場合には、市町村において浄化槽設置用地を適切に確保することを前提として、複数戸に1基の浄化槽を設置しても差し支えないこととする。

エ 当該事業年度内に20戸以上の住宅等について浄化槽又は変則浄化槽を整備する事業であること。なお、事業が3年以上継続した場合又は累積50戸以上整備した場合、また、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、半島振興法、北海道開発法、沖縄振興開発特別措置法、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律、湖沼水質保全特別措置法に定める地域にあっては、事業年度内に整備する戸数を10戸以上とする。

ただし、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（ア）事業が7年以上継続した場合であって事業整備区域における浄化槽処理人口普及率が70%以上である場合

（イ）累積100戸以上整備した場合であって事業整備区域における浄化槽処理人口普及率が70%以上である場合

（ウ）地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項に規定する協議会、同法第252条の7第1項に規定する機関等の共同設置、同法第252条の14第1項に規定する事務の委託、又は同法252条の16の2第1項に定める事務の代替執行により、2以上の市町村相互間での広域連携を実施する場合であって、構成市町村全体で事業年度内に整備する戸数が20戸以上である場合。

オ 本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽については、やむを得ない場合を除き、設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始すること。

カ 設置後の浄化槽又は変則浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。

また、市町村は、浄化槽又は変則浄化槽の管きよの接続状況を把握し、未接続等の場合にあっては、住民に対し文書で接続を指導する等、その解消に努めること。

キ 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実に見込まれるものであること。

（5）高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の整備

ア 窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽（（2）に該当する浄化槽又は変則浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。）の整備を行う事業にあっては、（1）に該当する地域のうち、窒素又は燐対策を特に実施する必要がある地域であって、以下のいずれかに該当する地域において行われるものであること。

（ア）「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年環境庁告示第27号）により指定された湖沼に生活排水が排出される地域

（イ）「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域」（平成5年環境庁告示第67号）により指定された海域に生活排水が排出される地域

(ウ) 上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項で指定するダムの周辺地域

イ 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽（（2）に該当する浄化槽又は変則浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。）の整備を行う事業にあっては、（1）に該当する地域のうち、窒素又は磷対策を特に実施する必要がある地域であって、以下のいずれかに該当する地域において行われるものであること。

(ア) 「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和 60 年環境庁告示第 27 号）により指定された湖沼に生活排水が排出される地域

(イ) 「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域」（平成 5 年環境庁告示第 67 号）により指定された海域に生活排水が排出される地域

(ウ) 上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項で指定するダムの周辺地域

ウ BOD 除去能力に関する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽（（2）に該当する浄化槽又は変則浄化槽のうち、別に定める要件に該当するもの。）の整備を行う事業にあっては、（1）に該当する地域のうち、生活環境の保全や公共水域の水質保全のため水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 3 条第 1 項の排水基準にかえて BOD、COD について、同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準が定められている地域において行われるものであること。

(6) 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業

市町村が、環境配慮型浄化槽（別に定める要件に該当するもの）の整備を行う際、各年度の整備計画に基づき、浄化槽整備区域内の特定の区域において、以下の要件のいずれかに該当するものであること。

ア 環境配慮型浄化槽の整備計画基数中、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を 10%以上実施する計画であること。なお、（7）において実施する事業は、本要件の算定対象基数に含めない。

イ 浄化槽整備区域内の単独処理浄化槽の設置基数割合が 40%以下の地域においては、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく市町村地域防災計画等において、国土強靱化の観点から位置づけられた面的浄化槽整備、又は地域防災拠点への浄化槽整備であること。

なお、実績報告において上記ア又はイ中に定められた条件を満たすことが出来なかった市町村については、やむを得ない場合を除いて、本事業を実施したとは認めないものとする。その際、上記（4）又は（5）の要件に合致する場合には、その内容に基づく整備を実施したものとして取り扱うものとする。

(7) 公的施設単独処理浄化槽集中転換事業

市町村が所有する公的施設の単独処理浄化槽について、整備計画期間中に計画的に合併処理浄化槽に転換する事業計画を定めて実施する事業であること。

(8) 工事施工監督

浄化槽の工事施工については、建築基準法、浄化槽法、その他関係法令を遵守し、適切な監督の下で行うものとする。

第4 経費の負担

市町村がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、次のものとする。

- (1) 環境事務次官が別に定める「循環型社会形成推進交付金交付要綱」第5及び第6に基づいて、予算の範囲内で交付を行うものであること。
- (2) その他、環境事務次官が必要に応じて別に定める交付金交付要綱に基づいて、予算の範囲内で交付を行うものであること。

第5 その他

特別な事情により第1から第4までに定めるところによることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

浄化槽市町村整備推進事業実施要綱改正概要

○改正概要

(第 3 事業の内容)

・広域連携による年間実施基数要件の緩和

当該事業年度内の最低整備基数を 20 戸以上とする要件について、地方自治法に基づく「協議会」、「機関等の共同設置」、「事務の委託」、又は「事務の代執行」に基づく広域連携によって事業を実施する場合、構成する市町村全体で適用するものとする。

○改正理由

基数要件緩和により、市町村設置型の新規導入を促すとともに、既に市町村設置型を実施している市町村の運営管理効率化を図る。